

受付	個人質問 令和 年 月 日	第 号 時 分
----	------------------	------------

一般質問＜個人＞発言通告書

令和5年2月14日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 青山直道

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	<p>土地利用について</p> <p>2018年3月策定の第3次長久手市土地利用計画は、計画期間中間の5年が経った。基本としている「愛知県国土利用計画」も、第5次計画（目標年次2030年）が策定されている。</p> <p>(1) 今後の予定はどうか。</p> <p>(2) 長久手中央土地区画整理組合は解散した。令和4年12月定例会の山田けんたろう議員の一般質問で、長久手中央地区北部周辺部でこれまでのような積極的な区画整理の推進は想定していないとの答弁があった。長久手中央地区北側周辺部の段階的な市街地拡大についてどのように検討したのか。</p> <p>(3) 長久手中央地区において、都市機能が集積する複合拠点の形成等により土地利用のポテンシャルが高まると考えられる市街化調整区域の(都)愛・地球博記念公園線(グリーンロード)沿道や、沿道サービスを主体とする施設の立地需要が高い市街化調整区域の(都)高根線(図書館通り)沿道について、立地需要と地形地物の状況を踏まえた土地利用のあり方の検討状況はどうか。</p> <p>(4) 長久手市土地利用計画において、農地利用の基本方向として、「農業経営者の育成や確保、生産販売体制の拡充、新しい農業経営基盤の確立、環境にやさしい農業の推進、</p>	

	<p>市民農園の活用等を図る必要があります。なお、今後、都市的な土地利用の需要増大に伴う市街化区域の拡大等に対しては、総合的な視野のもとに優良農地を保全しつつ、計画的な土地利用の転換を図ります。」となっているが課題はどのようなか。</p> <p>(5) 企業誘致等の検討はしているのか。</p>	
2	<p>分煙環境整備について</p> <p>総務省自治税務局より事務連絡「令和5年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」に『屋外分煙施設等の整備の促進に関して、令和5年度与党税制改正大綱において、令和4年度与党税制改正大綱に引き続き、「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう引き続き促すこととする。」とされたところであること。ついては、「健康増進法」(平成14年法律第103号)も踏まえ、望まない受動喫煙を防止するためには、駅前・商店街などの場所における公共又は民間の屋外又は屋内の分煙施設の整備が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたい』とされている。令和5年度一般会計予算歳入のたばこ税は前年度比14.8%増の約3億円となっている。そこで伺う。</p> <p>(1) たばこ税に関して市はどのように考えているのか。</p> <p>(2) 長久手市は総務省からの事務連絡に対してどのように考えているのか。</p>	